おいて当該年度中に一般会計から港湾整備事業特別会計に繰り入れた額」を「の財源に充てるため当該年度中に一般会計から港湾整備事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・二五を乗じて得た額の範囲内に限る。）」に改め、同号を同表第三十七号とし、同表第三十九号を同表第三十八号とし、同表第四十号を同表第三十九号とし、同表第四十一号を次のように改める。

四十　離島航路等の維持に要する経費があること。	次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。 算式 （A－B）×0.8 算式の符号 A　離島航路又は交通が著しく不便である地域間を連絡する航路（以下「離島航路等」という。）の維持に要する経費のうち当該道府県が負担する額 B　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が離島航路等の維持に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

第二条第一項第一号の表第四十一号中「26.4円」を「25.4円」に改め、同号を同表第四十一号とし、同表第四十三号中「8,500,000円」を「8,770,000円」に改め、同号を同表第四十二号とし、同表第四十四号から同表第四十七号までを一号ずつ繰り上げ、同表第四十八号上欄中「発行について同意又は許可を得た」を「借り入れた」に改め、同号下欄中「充てるため」の下に「平成七年度から平成十三年度までの各年度において」を加え、「同意又は」を削り、同号を同表第四十七号とし、同表第四十八号を同表第四十九号とし、同表第五十号を同表第四十九号とし、同表第五十一号中「合併（市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）が適用されるものに限る。以下この号において同じ。）」を「市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号。以下「旧法」という。）附則第二条第二項の規定により、なおその効力を有することとされているものに限る。）」に改め、同号を同表第五十二号とし、同表第五十二号中「合併（市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）が適用されるものに限る。以下この号並びに第三条第一項第一号イの表第五号並びに同項第三号イの表第五十六号及び第五十八号において同じ。）」を「市町村の合併（市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十号）による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）。以下「改正前法」という。）附則第二条第一項の規定により、なおその効力を有することとされているものに限る。）」に、「同法」を「改正前法」に改め、同号を同表第五十三号とし、同表第五十三号中「平成二十年度の」を「平成二十一年度の」に、「十三・五パーセント」を「十二・八パーセント」に、「平成十九年度」を「平成二十年度」に、「九十四・七パーセント」を「九十三・九パーセント」に、「〇・五〇」を「〇・五二」に改め、同号の表中「平成二十年度末」を「平成二十一年度末」に改め、同号を同表第五十二号とし、同表第五十四号から同表第五十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表第五十九号一中「基づき」の下に「国の負担金又は補助金等を受けて」を加え、同号二中「実施する風評被害対策及び農家支援対策等に要する経費」を「実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）」に改め、同号を同表第五十八号とし、同表に次の四号を加える。

五十九　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十月三十一日までに発生したコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）に基づき国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額 二　当該年度の十月三十一日までに発生したコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額		
六十　赤潮対策に要する経費があること。	当該年度の十月三十一日までに発生した赤潮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。		
六十一　再生振替特例債の利子支払額があること。	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十二条第一項の規定に基づき、再生振替特例債を発行した道府県の当該年度における当該再生振替特例債の利子支払額として総務大臣が調査した額（当該調査した額が、同一の条件をもつて財政融資資金から借り入れた場合の借入金につき支払う利子の額を超える場合は、当該利子の額とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。		
六十二　第三セクター等改革推進債の利子支払額があること。	地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の七第一項に規定する地方債（以下「第三セクター等改革推進債」という。）のうち、次の各号に掲げるものに係る当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額の合算額又は五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。 一　森林整備法人の解散又は当該法人の事業の再生に要する経費の財源に充てるため借り入れたもの 二　地方道路公社の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止に要する経費の財源に充てるため借り入れたもののうち、有料道路整備資金貸付を受けて行つた事業に係るもの 三　土地開発公社の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止に要する経費の財源に充てるため借り入れたもののうち、十年以内に事業化する土地に係るもの、国又は当該土地開発公社に出資した地方公共団体以外の地方公共団体等から取得した土地に係るもの及び認可を受けて行う市街地再開発事業又は土地区画整理等の公共事業のために取得した土地に係るもの 四　地方住宅供給公社の解散又は当該公社の事業の再生に要する経費の財源に充てるため借り入れたもののうち、国の施策に基づいて実施した事業に係るもの及び認可を受けて行う市街地再開発事業又は土地区画整理等の公共事業に係るもの 五　公営企業の廃止に要する経費の財源に充てるため借り入れたもの	第三条第一項第一号イの表第一号を削り、同表第二号を同表第一号とし、同表第三号を同表第二号とし、同表第四号を同表第三号とし、同表第五号及び第六号を削り、同表第七号一中「関連して」の下に「国の補助金等を受けて」を加え、同号二中「実施する風評被害対策及び農家支援対策等に要する経費」を「実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）」に改め、同号を同表第四号とし、同表に次の一号を加える。 五　再生振替特例債の利子支払額があること。	前条第一項第一号の表第六十一号に規定する算定方法に準じて算定した額と第三条第一項第一号ロの表第一号中「の第二号」を「第一号」に改め、同表第三号中「当該年度の」を「その年の」に改める。 第三条第一項第二号の表第四号中「超える額」の下に「（当該超える額が五〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、五〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）」を加え、同表第五号中「〇・〇八六」を「〇・〇八一」に改め、同表第六号中「87円」を「88円」に、「1,896円」を「1,889円」に改める。 第三条第一項第三号イ中「第三十七号、第四十四号、第五十四号、第六十四号及び第六十八号から第七十号まで」を「第三十六号、第四十三号、第五十三号、第六十三号及び第六十七号から第七十号まで」に改め、同号イの表第一号中「1,209円66銭」を「1,290円41銭」に改め、同表第二号中「二八、七二〇、〇〇〇円」を「二九、六二〇、〇〇〇円」に、「四三、〇八〇、〇〇〇円」を「四四、四三〇、〇〇〇円」に、「五、三八〇、〇〇〇円」を「五、五五〇、〇〇〇円」に、「二一、五四〇、〇〇〇円」を「二二、二二〇、〇〇〇円」に、「一四、三六〇、〇〇〇円」を「一四、八一〇、〇〇〇円」に、「九、五七〇、〇〇〇円」を「九、八七〇、〇〇〇円」に、「七、一八〇、〇〇〇円」を「七、四一〇、〇〇〇円」に、「五、七四〇、〇〇〇円」を「五、九二〇、〇〇〇円」に、「一〇、七七〇、〇〇〇円」を「一一、一一〇、〇〇〇円」に、「八、六二〇、〇〇〇円」を「八、八九〇、〇〇〇円」に、「二、六九〇、〇〇〇円」を「二、七八〇、〇〇〇円」に、「一、八五〇、〇〇〇円」に、